

第一号議案

大分県立学校管理規則の一部改正について

大分県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月七日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

大分県立学校管理規則の一部を改正する規則

大分県立学校管理規則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「津久見高等学校海洋科学校」を「海洋科学高等学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

提案理由

県立海洋科学高等学校を設置し、及び県立津久見高等学校海洋科学校を廃止することに  
伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

大分県立学校管理規則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条～第十八条（略）</p> <p>（船長等）</p> <p>第十九条 海洋科学高等学校</p> <p>海士、一等機関士、通信長、二等航海士及び二等機関士（以下「船長等」という。）を置く。</p> <p>2 船長等は、技術職員をもつて、これに充てる。</p> <p>3 船長等は、実習船に関する業務を処理する。</p> <p>第十九条の二～第三十四条（略）</p>	<p>第一条～第十八条（略）</p> <p>（船長等）</p> <p>第十九条 津久見高等学校海洋科学学校に、船長、機関長、一等航海士、一等機関士、通信長、二等航海士及び二等機関士（以下「船長等」という。）を置く。</p> <p>2 船長等は、技術職員をもつて、これに充てる。</p> <p>3 船長等は、実習船に関する業務を処理する。</p> <p>第十九条の二～第三十四条（略）</p>